

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

※公費医療制度が適用されます。介護保険証・負担割合証のほか公費受給者証等があればご提示ください。

(2024.6.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	基本単位	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		要介護	要支援
		(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)				
訪問看護 I-1・時間内	3,110円	311円	622円	933円	314	3,000円	300円	600円	900円	303	1回につき 20分未満	314単位	303単位
訪問看護 I-2・時間内	4,670円	467円	934円	1,401円	471	4,480円	448円	896円	1,344円	451	1回につき 30分未満	471単位	451単位
訪問看護 I-3・時間内	8,160円	816円	1,632円	2,448円	823	7,870円	787円	1,574円	2,361円	794	1回につき 30分以上1時間未満	823単位	794単位
訪問看護 I-4・時間内	11,180円	1,118円	2,236円	3,354円	1,128	10,800円	1,080円	2,160円	3,240円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
◆訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	2,960円	296円	592円	888円	294	2,860円	286円	572円	858円	284	リハビリ 20分	294単位	284単位
◆訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	5,920円	592円	1,184円	1,776円	588	5,720円	572円	1,144円	1,716円	568	リハビリ 要介護：294単位×2 1回40分 要支援：284単位×2		
◆訪問看護 I-5・2超 (PT・OT・ST)	7,980円	798円	1,596円	2,394円	795	7,710円	771円	1,542円	2,313円	426	リハビリ 要介護：265単位×3		
★特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態であること		
★特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,500円	250円	500円	750円	250	2,500円	250円	500円	750円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や 真皮を超える褥瘡の状態であること		
複数名訪問看護加算 (I) 【+看護師等】	30分未満	2,540円	254円	508円	762円	254	2,540円	254円	508円	762円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要	
	30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円	402	4,020円	402円	804円	1,206円	402		
複数名訪問看護加算 (II) 【+看護補助者】	30分未満	2,010円	201円	402円	603円	201	2,010円	201円	402円	603円	201		
	30分以上	3,170円	317円	634円	951円	317	3,170円	317円	634円	951円	317		
★長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	300	3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定		
初回加算 (I)	3,500円	350円	700円	1,050円	350	3,500円	350円	700円	1,050円	350	新規に訪問看護を提供した場合に算定		
初回加算 (II)	3,000円	300円	600円	900円	300	3,000円	300円	600円	900円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定		
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、 その内容を文章により提供した場合に算定		
緊急時訪問看護加算 (I)	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	1か月につき1回算定		
緊急時訪問看護加算 (II)	5,740円	574円	1,148円	1,722円	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	574	1か月につき1回算定		
★ターミナルケア加算	20,000円	2,000円	4,000円	6,000円	2,500						死亡月につき1回算定(※要介護のみ)		

★…緊急時訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります

◆…療法士 (PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士) の実施するリハビリの上限は、週6回 (1回20分) 120分迄となります。

(注意)緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

<p>※利用料負担額の計算方法</p> $\text{単位数} < *1 > \times 10.00 \times \text{利用者負担割合} = \text{利用者負担額 (小数点以下切り上げ)}$ <p>< *1 > 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。</p>		【その他】
--	--	-------